

公 募

佐波川の河道内樹木伐採の希望者を公募します。

【伐採樹木を無償でお持ち帰りいただけます。】

平成23年 1月24日
中国地方整備局
山口河川国道事務所長

1. 目 的

佐波川の河川敷はヤナギ等の樹木の繁茂が著しく、洪水時に流れの妨げとなったり、さらには倒れた樹木が下流の橋等に引っかかり洪水をせき上げたりするなど、治水上の問題となっております。また、河川巡視の際の妨げとなったり、ゴミの不法投棄を誘発する要因となったりするなど、河川管理上の支障にもなっています。

このため、山口河川国道事務所では優先度の高い箇所から計画的に伐採を行っていますが、厳しい予算状況の中で必ずしも十分な対応が出来ているとは言えない状況です。そのため、資源の有効利用とコスト縮減を目的として、処理費の削減を平成17年から伐採木の無償配布により行ってきました。

そこで、さらなる伐採コストの縮減及び木材資源の有効活用を図る試みとしまして、河川管理者が伐採予定の河川内樹木について、公募により募った希望者に伐採していただき、その伐木を無償で持ち帰って頂くことを今年度より実施いたします。

2. 対象場所

お一人につき応募区画数は1区画とします。なお、極力均等な伐採樹木数となるよう区画数を決定しておりますが、区画によっては、多少のバラツキがありますので、あらかじめご了承ください。

場所は位置図に示す箇所を予定していますが、現地の状況等により変更する場合があります。

※別紙、現場の位置図あり。

【防府市上右田地区】

場所：防府市上右田地先（人丸橋より上流側約400m付近の佐波川右岸河川敷）

伐採面積：1区画 約2,200m²（75m×30m）程度の区画を計4区画程度。

現地に関する問い合わせ先：山口河川国道事務所 佐波川出張所

〒747-0056 山口県防府市古祖原18-43

電話 0835-22-0898 F A X 0835-22-0898

3. 伐採対象樹木

原則として区画内の樹木全てとします。ただし、環境への配慮として存置する樹木がある場合は具体的に指示します。

4. 現地状況

- ・樹木の状況：ヤナギを主とする樹林で、胸高直径5cm～15cm程度のもが多く、1区画内に50本程度生えています。（概ね軽トラック1～2台分程度）
- ・運搬路：伐採箇所付近までは、軽トラック程度の車両の進入が可能です。
但し、伐採箇所の地盤（土砂の状態）は不安定ですので、伐採作業には十分気をつけてください。

5. 伐採条件

全ての箇所において、以下の条件及び別紙許可申請書の条件に従って実施してください。

(1) 実施内容、費用等の負担

伐採、搬出について要する費用、労力等は、全て伐採を認められた応募者（以下「伐採資格者」という）の負担とします。伐採した樹木は無償で持ち帰ることが出来ます。

なお、枝については伐採資格者が持ち帰りを希望しない場合は、一箇所に集積して頂き、河川管理者が処分を行います。

(2) 第三者への危害の防止及び賠償責任

作業に伴い、堤防天端道路等の河川利用者、民地所有者、占用者及び他区画の伐採資格者等へ危害を及ぼさないよう安全な方法で実施するものとし、万が一危害が発生したときは伐採資格者が賠償責任を負うものとします。

(3) 伐採時期

公募期間終了後速やかに伐採資格者を選定し通知しますので、所要の手続等が完了後、各自の区画について、平成23年2月17日（木）～平成23年2月28日（月）の期間内に実施して頂きます。

(4) 伐採実施時間

8時30分から16時とします。土日祝日も可能です。但し、出水により伐採箇所が冠水する恐れがある場合、その他の理由により河川管理者から指示があった場合は作業できません。

(5) その他

①事故等が発生した場合、または、第三者に損害を及ぼした場合、苦情等を受けた場合は速やかに、国土交通省山口河川国道事務所河川管理課又は佐波川出張所へ報告してください。

②伐採、搬出に伴い第三者に生じた損害については伐採資格者の負担とする。

- ③設置した仮設物は洪水により支障の生ずるおそれがあるとき又は河川管理者から指示があったときは、直ちに撤去する。出水により伐採箇所が冠水する恐れがある場合は作業を行わない。
- ④自動車の乗り入れは河川管理者の指示に従う。
- ⑤枝を引き取らない場合は、出張所の指示に従い一箇所に集積する。
- ⑥河川管理施設を損傷させないように注意し、損傷した場合には指示に従い原形復旧していただきます。
- ⑦ゴミ等が出さないものとし、作業後の後片付け、清掃は入念に行い河川美化に努めてください。
- ⑧伐採箇所以外の民地、占用地には立ち入らないでください。
- ⑨伐採後持ち帰る木材については、個人の所有物とし、使用にあたっては廃棄物処理法等の諸法令を遵守し、責任をもって処理してください。
- ⑩指定された以外の樹木は伐採しない。野鳥の巣、貴重な動植物と思われるものが見つかった場合は、速やかに出張所に連絡する。
- ⑪伐採箇所へ車両等で進入した際に、万が一車両等に故障又はその他不具合等が生じた場合の責任は当方では負いかねますので、あらかじめご了承下さい。
- ⑫伐採後持ち帰る木材については、個人の所有物とし、使用にあたっては廃棄物処理法等の諸法令を遵守し、責任をもって処理すること。

6. 応募資格

個人、法人、地方自治体など特に制限はありませんが、山口県内に住所を有する方に限ります。

7. 応募者多数の場合の伐採資格者の決定方法

公共機関または公益的事業を目的とする団体等を優先し、その他については原則として山口河川国道事務所が抽選を行い、区画の割り当てを含めて公平に決定し、速やかに伐採資格者へ通知します。なお、抽選結果についての不服申し立ては認められません。

8. 申し込み方法

別紙「応募用紙」に必要事項を記載し、応募受付期限までに下記へ提出してください（郵送、FAX、持参可）。

応募者には、簡単な**別紙「アンケート」**へのご協力をお願いしたく、応募用紙と併せて提出してください。

*応募者の個人情報は伐採資格者の選定通知など、当公募に係る事務のみに使用します。

(1) 応募受付期間：平成23年1月27日（木）から平成23年2月9日（水）まで

なお、持参する場合は9時00分から17時00までとする。

(2) 申 込 窓 口：中国地方整備局 山口河川国道事務所 佐波川出張所
又は 河川管理課

山口河川国道事務所佐波川出張所

〒 747-0056 山口県防府市古祖原 18-43

電話 0835-22-0898 F A X 0835-22-0898

山口河川国道事務所河川管理課

〒 747-8585 山口県防府市国衛 1-10-20

電話 0835-22-1890 F A X 0835-22-6705

9. 伐採資格者の通知

伐採資格者の通知は、通知書の発送をもってかえさせていただきます。

なお、通知書は伐採開始時期の前日までに発送いたします。

10. その他

- ・ 応募者はやむを得ない事由等が発生した場合、いつでも取下げの申し出が可能です。
- ・ 伐採資格者を通知した以後において、伐採資格者に河川管理上好ましくない行為があった場合には、許可を取り消す場合があります。その際には伐採資格者が伐採のためにそれまでに負担した費用の補償はしません。また、伐採資格者に原形復旧等の措置を求める場合があります。
- ・ 公募後に生じた事情により、公募手続の進行状況の如何に関わらず中止する場合があります。